

米国反トラスト刑事手続について

2023年11月30日 14:00~16:00

講師：モリソン・フォースター法律事務所 弁護士 木村 智彦氏

1. 米国反トラスト刑事手続：日本企業にとっての重要性

(1) 企業のみならず個人も刑事責任を問われ得る。

- ・企業：1億ドル若しくは得た利益又は与えた損失の2倍以下の罰金
- ・個人：10年以下の禁錮刑、100万ドル以下の罰金、又は併科。
- ・罰金額の算定手順：量刑ガイドライン¹に基づく。

影響を受けた取引額 (Volume of Commerce “VOC”) → 基本罰金額 (VOC x 20%)

→ 有責性スコアによる調整 → 罰金額範囲 (上限下限) の決定 → 協力程度を考慮した減額

→ 罰金額 → (支払不能であれば勘案される)。

(2) 刑事手続対応は損害賠償請求訴訟 (クラスアクション等) に影響する。

(3) 司法妨害：証拠破棄などについても刑事責任を問われる。

- ・文書、データの破棄、改竄、海外への隠避。
- ・代理人弁護士に対する虚偽陳述。
- ・大陪審の文書提出令状に従わない。
- ・証人に虚偽陳述を行うよう影響を与える

(4) 企業の司法取引でカーブアウト (carve out) された個人は、行動の自由が制限される。

- ・国際指名手配と犯罪人引渡請求 → 海外渡航が制限される。
- ・犯罪人引渡の要件：双罰性² (抽象的双罰性と具体的双罰性)、犯罪行為被疑相当理由、自国民不引渡し (引渡法2条9号、日米引渡条約5条)

2. 過去の事例

(1) 自動車部品カルテル事件 (米国、欧州、日本、豪、ブラジル、カナダ、南アなど)

① 米国

- ・企業48社、個人60人以上を起訴。罰金総額約29億ドル。(矢崎総業の4.7億ドルが最大)
- ・司法妨害で企業幹部が起訴され、数名は1~2年の実刑判決。企業も罰金増額。
- ・クラスアクション、州司法長官訴訟。

② 欧州

- ・企業約30社に制裁金22億ユーロ。

③ その他

- ・自動車メーカーによる損害賠償請求訴訟および株主代表訴訟。

¹ <https://www.ussc.gov/guidelines>

² 事件当時の英国競争法違反に刑事罰がなかった為、DOJは英国人 Ian P. Noris の引渡しについて「司法妨害」を双罰性の理由とした。

(2) Romano Piscioti 事件

①経緯

- ・2010年2月：マリンホース事件で Parker 社が有罪答弁。Pisciotti 氏はカーブアウト。
- ・2010年8月：司法省が Pisciotti 氏（イタリア居住）を起訴。
- ・2013年6月17日：アルジェリアからイタリアに戻る際、フランクフルト空港で逮捕。
- ・2014年4月：ドイツから米国に身柄引き渡し。
- ・2014年4月21日：有罪答弁合意書締結³。禁錮2年（ドイツでの拘留期間9カ月16日を含む）、罰金5万ドル。

②備考

- ・イタリア競争法には刑事罰なし。ドイツ競争法にはあり。米国ドイツ犯罪人引渡条約の双罰性充足。またドイツにとっては自国民ではない。
- ・インタポール（ICPO）の活用があった。レッドノーティス⁴に掲示されていた。

3. 米国反トラスト法のカルテル規制

①シャーマン法1条：州際又は外国取引通商を制限する契約、トラストその他の形態による結合又は共謀の禁止。

②解釈、取扱い

- ・要件：合意、競争制限、通商への影響
- ・合意内容：価格、受注者、生産数量、市場、又は顧客割当
- ・形式は問わない：書面又は口頭、明示的又は黙示的
- ・当然違法：一切の正当化は認められない。外形から違法と評価される。
- ・認定方法：状況証拠、競争者との情報交換、その後の価格引上げ等。

4. 米国反トラスト刑事手続について

(1) 流れ

①予備的調査から捜索へ

- ・司法省は裁判所へ大陪審（grand jury）設置要請→大陪審が文書提出命令、証人喚問状発布
- ・司法省は裁判所へ捜索・差押令状(search & seizure warrant)、逮捕令状(arrest warrant)要請→裁判所が発付

②起訴から判決へ

- ・大陪審は被疑者を正式起訴（Indictment）→陪審裁判→判決
- ・司法省と被疑者との司法取引に基づき、司法省が被疑者を略式起訴（Information）→有罪答弁→判決

³ <https://www.justice.gov/d9/atr/case-documents/attachments/2014/04/24/305542.pdf>

⁴ <https://www.interpol.int/How-we-work/Notices/Red-Notices/View-Red-Notices#>

(2) 司法省による調査開始

①多くの場合、端緒はリニエンシーに基づく当事者からの情報提供

②調査方法

- ・任意調査
- ・令状を得て FBI 捜査官が個人宅で事情聴取
- ・令状を得てのおとり捜査

(例)マリンホース事件：司法省は、リニエンシー申請者 Y 社担当者になりすまし、他のカルテルメンバーとやり取りを開始、2007 年 5 月に 8 名逮捕⁵。

④ リニエンシー

- ・一定要件を満たせば調査開始前の申告企業に対して刑事訴追免責
- ・調査開始後であれ、最初の申告企業であれば司法省裁量で刑事訴追免責可能性あり。

⑤ 司法取引

- ・被告人は公開法廷で有罪答弁をし、検察側に捜査協力することを合意
- ・見返りとして、検察側は、有罪答弁事実以外を起訴せず、起訴事実について量刑上有利となるよう裁判所を説得する旨合意
- ・答弁合意書 (Plea Agreement) の主要な内容
 - 被告人の権利
 - 有罪答弁と権利放棄
 - 犯罪事実
 - 最高刑
 - 量刑ガイドライン
 - 量刑合意
 - 被告人の協力義務
 - 連邦政府の約束 (非訴追合意とカーブアウト)

- ・交渉の主要ポイント：情報提供、罰金額及びカーブアウトの範囲

情報提供は代理人によるプロファー (Proffer)、資料データの提供、個人のインタビュー
罰金額は基礎となる VOC の認定と計算方法

カーブアウト対象者には企業代理人とは別の代理人 (Separate Counsel) を付ける

- ・司法取引を行うか否かの選択：
 - カルテル事実を争うことは可能か (手持ち証拠、他の参加者は司法省に協力しているか等)、
 - 想定される罰金額

⁵ https://www.justice.gov/archive/opa/pr/2007/May/07_at_322.html

- 争って負けた場合に多額の罰金を支払う余裕があるか、
- 事件長期化は可能か
- 役員・従業員への影響
- 損害賠償訴訟や他の国の調査への影響 等

5. 損害賠償請求訴訟との交錯

① 訴訟形態

- ・ 集団訴訟（クラスアクション）とクラスアクションから Optout した大口顧客による訴訟
- ・ クラスアクションの原告代理人は成功報酬で訴訟追行

② ディスカバリー手続

- ・ 文書提出（Document Production）
- ・ 質問書（Interrogatories）に対する回答
- ・ 証言録取（Deposition）
- ・ 司法省調査のすべての段階において、民事訴訟への影響を考慮する必要がある。
代理人によるプロファーは通常口頭でなされるので、文書提出の対象ではない。
企業としては事件化と同時に社内に対して文書破棄禁止通知（Litigation Hold Notice）を出し
書類データ等の散逸破棄を防止するべき。

以上